介護サービス事業者自己点検表

（兼事前提出資料）

令和３年４月版

訪　問　入　浴　介　護

及び

介　護　予　防　訪　問　入　浴　介　護

|  |  |
| --- | --- |
| 　事業所番号 |  |
| 　施設の名称 |  |
| 　施設の所在地 |  |
| 　電話番号 |  |
|  FAX番号 |  |
| 　e-mail |  |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （実地指導日） | 令和　　年　　月　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 |  |
| 営業時間 |  | サービス提供時間 |  |
| 利用定員 | 人 | 前年度平均利用者数　※ | 人 |
| 前年度利用状況(月別) | 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 平均 |  |
| 実人員 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 延人員 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 開所日数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※前年度の平均利用者数＝延人員÷開所日数（小数点第２位以下を切上げ）

【参考】実人員は実際に該当月にサービスを利用した利用者の数、延人員は利用回数も人数として換算（例えば、１人の利用者が2回利用すれば2人と算出）する数

介護サービス事業者自己点検表の作成について

１　趣　　旨

　　この自己点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。

③　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑥　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑦　この自己点検表は訪問入浴介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防訪問入浴介護についても訪問入浴介護の運営基準等に準じて（訪問入浴介護を介護予防訪問入浴介護に読み替えて）一緒に自己点検してください。

３ 根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（令和２年条例第７８号） |
| 予防条例 | 松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（令和２年条例第７６号） |
| 法 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号） |
| 施行規則  | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号） |
| 平11厚令37 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平18厚労令35 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号） |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号） |
| 平18-0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年３月１７日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |
| 平27厚労告92 | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９２号） |
| 高齢者虐待防止法 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号） |

4　提出先・問合せ

|  |
| --- |
| 松本市 健康福祉部 福祉政策課〒390-8620　松本市丸の内３番７号松本市役所　東庁舎２F　TEL：0263(34)3287　FAX：0263(34)3204e-mail：fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp |

介護サービス事業者自己点検表　目次

| 項目 | 内　　容 | 市確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 |  |
| 第２ | 基本方針 |  |
| 2 | 訪問入浴介護の基本方針 |  |
| 第３ | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 用語の定義 |  |
| 4 | 従業者の員数 |  |
| 5 | 介護予防訪問入浴介護事業の人員基準 |  |
| 6 | 管理者 |  |
| 第４ | 設備に関する基準 |  |
| 7 | 設備及び備品等 |  |
| 8 | 介護予防訪問入浴介護事業の設備基準 |  |
| 第５ | 運営に関する基準 |  |
| 9 | 内容及び手続きの説明及び同意 |  |
| 10 | 提供拒否の禁止 |  |
| 11 | サービス提供困難時の対応 |  |
| 12 | 受給資格等の確認 |  |
| 13 | 要介護認定の申請に係る援助 |  |
| 14 | 心身の状況等の把握 |  |
| 15 | 居宅介護支援事業者等との連携 |  |
| 16 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 |  |
| 17 | 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 |  |
| 18 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 |  |
| 19 | 居宅サービス計画等の変更の援助 |  |
| 20 | 身分を証する書類の携行 |  |
| 21 | サービスの提供の記録 |  |
| 22 | 利用料等の受領 |  |
| 23 | 保険給付の請求のための証明書の交付 |  |
| 24 | 訪問入浴介護の基本取扱方針 |  |
| 25 | 介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針 |  |
| 26 | 訪問入浴介護の具体的取扱方針 |  |
| 27 | 介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針 |  |
| 28 | 喀痰吸引等について |  |
| 29 | 利用者に関する市町村への通知 |  |
| 30 | 緊急時等の対応 |  |
| 31 | 管理者の責務 |  |
| 32 | 運営規程 |  |
| 33 | 勤務体制の確保等 |  |
| 34 | 業務継続計画の策定等 |  |
| 35 | 衛生管理等 |  |
| 36 | 掲示 |  |
| 37 | 秘密保持等 |  |
| 38 | 広告 |  |
| 39 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 |  |
| 40 | 苦情処理 |  |
| 41 | 地域との連携 |  |
| 42 | 事故発生時の対応 |  |
| 43 | 虐待の防止 |  |
| 44 | 会計の区分 |  |
| 45 | 記録の整備 |  |
| 46 | 電磁的記録等 |  |
| 第６ | 変更の届出等 |  |
| 47 | 変更の届出等 |  |
| 第７ | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 48 | 訪問入浴介護費の算定 |  |
| 49 | 介護予防訪問入浴介護費の算定 |  |
| 50 | 介護職員３人で訪問入浴介護を行った場合 |  |
| 51 | 介護職員２人で介護予防訪問入浴介護を行った場合 |  |
| 52 | 清しき・部分浴（介護予防も同様） |  |
| 53 | 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い（介護予防も同様） |  |
| 54 | 特別地域訪問入浴介護加算（介護予防も同様） |  |
| 55 | 中山間地域等提供加算（介護予防も同様） |  |
| 56 | 訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 |  |
| 57 | 介護予防訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 |  |
| 58 | 初回加算 |  |
| 59 | 認知症専門ケア加算 |  |
| 60 | サービス提供体制強化加算（介護予防も同様） |  |
| 61 | 介護職員処遇改善加算（介護予防も同様） |  |
| 62 | 介護職員等特定処遇改善加算（介護予防も同様） |  |
| 第８ | その他 |  |
| 63 | 介護サービス情報の報告及び公表 |  |
| 64 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 |  |

| 項目 | 自　己　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 | 確認書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 |  |
| 1一般原則 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項平11厚令37第3条第1項 |  |
| ②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第2項平11厚令37第3条第2項 |  |
| （高齢者虐待の防止） | ③　事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第5条高齢者虐待防止法第2条 |  |
| 【養護者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に該当する行為】　ア　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。　イ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）　ウ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。　エ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。　オ　養護者又は高齢者の親族が（要介護施設従事者等が）当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |  |
| ④　高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市町村に通報していますか。 | はい・いいえ該当なし | 高齢者虐待防止法第7条、第21条 |  |
| ⑤　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第20条 |  |
| 第２　基本方針 |  |
| 2訪問入浴介護の基本方針 | 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第50条平11厚令37第44条 | ・定款、寄付行為等・運営規程・パンフレット等 |
| 〔訪問入浴介護の基本方針〕　　指定訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。 |  |
| 介護予防訪問入浴介護の基本方針 | 〔介護予防訪問入浴介護の基本方針〕　指定介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 |  | 予防条例第4条平18厚労令35第46条 |
| 第３　人員に関する基準 |  |
| ３用語の定義 |

|  |
| --- |
| 【「常勤」（用語の定義）】　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。　ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２３条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。　また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、１の事業者によって行われる訪問入浴介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問入浴介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。※併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 |

 | 平11老企25第2の2の(3) |  |
|

|  |
| --- |
| 【「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義）】原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |

 | 平11老企25第2の2の(4) |  |
|

|  |
| --- |
| ※「常勤換算方法」（用語の定義）　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問入浴介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問入浴介護の介護職員と訪問介護の訪問介護員を兼務する場合、訪問入浴介護の介護職員の勤務延時間数には、訪問入浴介護の介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 |

 | 平11老企25第2の2の(1) |  |
| 4　従業者の員数 | 事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この点検表において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は次のとおりとします。 |  | 条例第51条第1項平11厚令37第45条第1項平11老企25第3の2の1(1) | ・職員履歴書・訪問介護員養成研修修了証明書・免許証（写）・登録証（写）・職務分担表又は辞令・職員名簿等・利用者台帳・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 |
| ①看護師又は准看護師（以下この点検表において「看護職員」という。）は１以上配置していますか。 | はい・いいえ |
| ②　介護職員を２以上配置していますか。 | はい・いいえ |
| ③　訪問入浴介護従業者のうち１人以上は常勤職員なっていますか。 | はい・いいえ | 条例第51条第2項平11厚令37第45条第2項 |
| 5介護予防訪問入浴介護事業の人員基準 | 事業所ごとに置くべき指定予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この点検表において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は次のとおりとします。 |  | 予防条例第5条第1項第2項平18厚労令35第47条第1項第2項 |
| ①看護師又は准看護師（以下この点検表において「看護職員」という。）は１以上配置していますか。 | はい・いいえ |
| ②　介護職員を１以上配置していますか。 | はい・いいえ |
| ③　訪問入浴介護従業者のうち１人以上は常勤職員なっていますか。 | はい・いいえ |
|

|  |
| --- |
| ※指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問入浴介護事業における看護職等の基準（「4　従業者の員数」の①から③）を満たすことをもって、指定介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |

 | 予防条例第5条第3項平18厚労令35第47条第3項 |
| 6管理者 | 　事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第52条平11厚令37第46条平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の1(3)) | ・職員勤務表・出勤簿・訪問入浴介護記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。　ア　当該事業所で訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合　イ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 |

 |
| 第４　設備に関する基準 |  |
| 7設備及び備品等 | ①　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条第1項平11厚令37第47条第1項平11老企25第3の2の2(1) | ・平面図・設備、備品台帳・浴槽、机、椅子、電話、手指洗浄設備等、車両（浴槽運搬用等） |
|

|  |
| --- |
| ※　事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要があります。 |

 | 平11老企25第3の2の2(2) |
| ②　サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条第1項平11老企25第3の2の2(3) |
|

|  |
| --- |
| ※　指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要があります。　　特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。　ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 |

 |
| 8介護予防訪問入浴介護事業の設備基準 | 　項目7と同様の基準を満たしていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第7条平18厚労令35第49条 |
|

|  |
| --- |
| ※　指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問入浴介護事業における設備及び備品等の基準（上記１の①及び②）を満たすことをもって、指定介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |

 |
| 第５　運営に関する基準（★介護予防サービスも点検してください。） |  |
| 9内容及び手続きの説明及び同意 | 　サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサ－ビスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用（第8条）平11厚令37第54条準用(第8条) | ・運営規程・説明文書・利用申込書・同意書・（契約書等） |
|

|  |
| --- |
| ※　サービスの選択に資すると認められる必要な重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。　ア　運営規程の概要　イ　訪問入浴介護従業者の勤務体制　ウ　事故発生時の対応　エ　苦情処理の体制　　等 |

 | 平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(1)) |
|

|  |
| --- |
| ※　同意は、利用者及び訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認してください。 |

 | 平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(1)) |
|

|  |
| --- |
| ※　パンフレット等については、当該事業所が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、一体的に作成しても差し支えありません。 |

 |
| 10提供拒否の禁止 | 　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | いない・いる | 条例第65条準用（第9条）平11厚令37第54条準用(第9条) | ・利用申込受付簿・要介護度の分布がわかる資料 |
|

|  |
| --- |
| ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |

 | 平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(2)） |
| 11サービス提供困難時の対応 | 　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問入浴介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用（第10条）平11厚令37第54条準用(第10条）平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(3)） | ・サービス提供依頼書 |
| 12受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。　 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第11条)平11厚令37第54条準用(第11条）平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(4)） | ・サービス提供票・利用者台帳・(被保険者証の写) |
| ②　被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。 | はい・いいえ事例なし |
| 13要介護認定の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用(第12条第1項)平11厚令37第54条準用(第12条）平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(5)） | ・利用者台帳・名簿 |
| ②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用(第12条第2項) |
| 14心身の状況等の把握 | 　サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第13条)平11厚令37第54条準用(第13条） | ・利用者台帳(・居宅支援経過)(・ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の要点) |
| 15居宅介護支援事業者等との連携 | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下この点検表において「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第14条第1項)平11厚令37第54条準用(第14条） | ・情報提供票・終了に際しての注意書 |
| ②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。  | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用(第14条第2項) |
| 16法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第15条)平11厚令37第54条準用(第15条）平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(6)） | ・(利用者の届出書)・居宅サービス計画書(1)(2) |
|

|  |
| --- |
| ※　利用申込者が介護保険法施行規則第６４条各号のいずれにも該当しないときとは、利用申込者が居宅介護支援を受けることについてあらかじめ市町村に届け出ていない、または当該サービスが居宅サービス計画の対象となっていないときです。 |

 | 施行規則第６４条 |
| 17介護予防サービス費の支給を受けるための援助 | 　利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。　また、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第15条平18厚労令35第49条の9 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときとは、利用申込者が介護予防支援を受けることについてあらかじめ市町村に届け出ていない、または当該サービスが介護予防サービス計画の対象となっていないときです。 |

 | 施行規則第83条の9 |
| 18居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 　居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第16条)平11厚令37第54条準用(第16条） | ・居宅サービス計画書(1)(2)・週間サービス計画表・サービス提供票・利用者台帳 |
| 19居宅サービス計画等の変更の援助 | 　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第17条) | ・サービス計画表・サービス提供票（変更があったかの確認）・業務マニュアル |
|

|  |
| --- |
| ※　「利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合」には、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問入浴介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 |

 | 平11厚令37第54条準用(第17条)平11老企25第3の2の4(4)準用（第3の1の3(7) |
|

|  |
| --- |
| ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性がある旨の説明その他の必要な援助を行ってください。 |

 |  |
| 20身分を証する書類の携行 | 　訪問入浴介護従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第18条)平11厚令37第54条準用(第18条) | ・実態確認・就業規則・業務マニュアル・研修マニュアル・身分を証する書類 |
|

|  |
| --- |
| ※　当該証書には、当該訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名を記載するものとし、訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |

 | 平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(8)） |
| 21サービスの提供の記録 | ①　サービスを提供した際には、訪問入浴介護の提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第19条第1項) 平11厚令37第54条準用(第19条） | ・サービス提供票、別表・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画・業務日誌・訪問入浴介護記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 |

 | 平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(9)①） |
|

|  |
| --- |
| ※　記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。　・訪問入浴介護の提供日　・サービスの内容　・保険給付の額　・その他必要な事項 |

 |
| ②　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録（サービス提供記録、業務日誌等）するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第19条第2項) |
|

|  |
| --- |
| ※　提供した具体的なサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです　・サービスの提供日　・具体的なサービスの内容　・利用者の心身の状況　・その他必要な事項 |

 | 平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(9)②） |
|

|  |
| --- |
| ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、２年間保存しなければなりません。 |

 | 条例第60条第2項 |
| 22利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 | はい・いいえ | 条例第54条第1項平11厚令37第48条第1項 | ・サービス提供票、別表・領収証控 |
| ②　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。　　 | はい・いいえ事例なし | 条例第54条第2項平11厚令37第48条第2項 | ・運営規程（利用料その他の費用の確認）・サービス提供票、別表・領収証控 |
|

|  |
| --- |
| ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる訪問入浴介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。ア　利用者に、当該事業が訪問入浴介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。　イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問入浴介護事業所の運営規程とは別に定められていること。　ウ　会計が訪問入浴介護の事業の会計と区分されていること。 |

 | 平11老企25第3の2の3(1)①準用（第3の1の3(10)②） |
| ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。　 | はい・いいえ事例なし | 条例第54条第3項平11厚令37第48条第3項 | ・重要事項説明書・運営規程（実施区域の確認）・領収証控・車両運行日誌 |
| 　ア　利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費　イ　利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 |
|

|  |
| --- |
| ※　保険給付の対象となっているサ－ビスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 |

 | 平11老企25第3の2の3(1)② |
| ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第54条第4項平11厚令37第48条第4項平11老企25第3の2の3(1)①準用(平11老企25 第3の1の3(10)④） | ・説明文書・利用申込書・同意書 |
| ⑤　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付していますか。 | はい・いいえ | 法第41条第8項 | ・領収証控 |
| ⑥　上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | はい・いいえ | 施行規則第65条 |
|

|  |
| --- |
| ※　医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスをあわせて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 |

〔参考〕「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡） |  |
|

|  |
| --- |
| ※　領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。 |

 |  |
| 23保険給付の請求のための証明書の交付 | 　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用(第21条)平11厚令37第54条準用(第21条）平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(11)） | ・サービス提供証明書（控）（介護給付費明細書代用可） |
| 24訪問入浴介護の基本取扱方針 | ①　指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第55条第1項平11厚令37第49条 | ・訪問入浴介護計画書・評価を実施した記録 |
| ②　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第55条第2項 |
| 25介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針 | ①　介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第37条第1項平18厚労令35第56条 |
| ②　自らその提供する介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第37条第2項 |
| ③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第37条第3項 |
| ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第37条第4項 |
| 26訪問入浴介護の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第56条第1項第1号平11厚令37第50条第1号平11老企25第3の2の3(2)① | ・訪問入浴介護記録・業務日誌 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は利用者の希望により「清しき」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービスの提供に努めてください。 |

 |
| ②　サービスに当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む。）について理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第56条第1項第2号平11厚令37第50条第2号平11老企25第3の2の3(2)② | ・業務マニュアル |
| ③　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第56条第1項第3号平11厚令37第50条第3号 | ・研修受講修了証明書・研修参加記録・研修計画表・出張命令書・研修会資料 |
|

|  |
| --- |
| ※　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。 |

 |
| ④　サービスの提供は、１回の訪問につき、看護職員１人及び介護職員２人をもって行うものとし、これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者としていますか。 | はい・いいえ | 条例第56条第1項第4号 | ・訪問入浴介護記録・業務日誌・履歴書・研修参加記録等・職務分担表又は辞令・業務日誌・主治の医師の意見確認書類 |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認してください。 |

 | 平11厚令37第50条第4号平11老企25第3の2の3(2)③ |
|

|  |
| --- |
| ※　「サービス提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し、作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービスの提供を受けられるように配慮してください。 |

 | 平11老企25第3の2の3(2)③ |
| ⑤　サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して、安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備・器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。 | はい・いいえ | 条例第56条第1項第5号平11厚令37第50条第5号 | ・定期消毒の記録等・業務マニュアル |
|

|  |
| --- |
| ※　「サービスの提供に用いる設備・器具その他の用品」の安全衛生については、次の点に留意してください。　ア　浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者１人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。　イ　皮膚に直に接するタオル等については、利用者１人ごとに取り替えるか、個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。　ウ　消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。 |

 | 平11老企25第3の2の3(2)④ |
| 27介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第38条第1号平18厚労令35第57条第1項第1号 | ・訪問入浴介護記録・業務日誌 |
| ②　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第38条第2号平18厚労令35第57条第1項第2号 | ・業務マニュアル |
| ③　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第38条第3号平18厚労令35第57条第1項第3号 | ・研修受講修了証明書・研修参加記録・研修計画表・出張命令書・研修会資料 |
| ④　サービスの提供は、１回の訪問につき、看護職員１人及び介護職員１人をもって行うものとし、これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者としていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第38条第4号 | ・訪問入浴介護記録・業務日誌・履歴書・研修参加記録等・職務分担表又は辞令・業務日誌・主治の医師の意見確認書類 |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。 |

 | 平18厚労令35第57条第1項第4号 |
| ⑤　サービスの提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第38条第5号平18厚労令35第57条第1項第5号 | ・定期消毒の記録等・業務マニュアル |
| 28喀痰吸引等について（該当事業所のみ記入してください） | ①　介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。 | はい・いいえ事例なし | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、48条の3同法施行規則第26条の2、第26条の3平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係） | ・認定証、資格証・喀痰吸引の記録・安全委員会の記録 |
| ②　事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。） | はい・いいえ |
| ③　介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。　　また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェック）。　　□ 医師の指示書が保管されている。　　□ 指示書は有効期限内のものとなっている。（有効期限は6か月） | はい・いいえ |
| ④　喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 | はい・いいえ |
| ⑤　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑥　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑦　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑧　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑨　たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。 | はい・いいえ |  |
| 29　利用者に関する市町村への通知 | 　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村にその旨を通知していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用(第26条)平11厚令37第54条準用(第26条）平11老企25第3の2の4(4)準用（第3の1の3(14)） | ・市町村に送付した通知に係る記録 |
| 　ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。　イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |
| 30　緊急時等の対応 | 　従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第57条平11厚令37第51条 | ・契約書・運営規程・利用者台帳・訪問入浴介護の記録・緊急時対応マニュアル等 |
| ※　協力医療機関については、次の点に留意してください。　ア　協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。　イ　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 |  | 平11老企25第3の2の3(3) |
| 31　管理者の責務 | ①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。  | はい・いいえ | 条例第58条平11厚令37第52条平11老企25第3の2の3(4) | ・組織図・組織規程・運営規程・職務分担表・業務報告書・業務日誌 |
| ②　管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | はい・いいえ |
| 32　運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第59条平11厚令37第53条 | ・運営規程 |
| 　ア　事業の目的及び運営の方針　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容　ウ　営業日及び営業時間　エ　訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額　オ　通常の事業の実施地域　カ　サービスの利用に当たっての留意事項　キ　緊急時等における対応方法　ク　虐待の防止のための措置に関する事項　ク　その他運営に関する重要事項 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問入浴介護に係る利用料（１割、２割又は３割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問入浴介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 |

 | 準用（平11老企25第3の1の3(18)②） |
|

|  |
| --- |
| ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 |

 | 準用(平11老企25第3の1の3(18)③） |
|

|  |
| --- |
| ※　カの「サービス利用に当たっての留意事項」とは、利用者が当該サービスの提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指します。 |

 | 平11老企25第3の2の3(5) |
| 33　勤務体制の確保等 | ①　管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | はい・いいえ | 労働基準法第15条 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表・研修受講修了証明書・研修計画・出張命令・研修会資料 |
|

|  |
| --- |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。①労働契約の期間に関する事項②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）⑦昇給の有無（※）、⑧退職手当の有無（※）⑨賞与の有無（※）、⑩相談窓口（※）　　※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。 |

 | 労働基準法施行規則第5条短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条 |
| ②　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第31条第1項)平11厚令37第54条準用(第30条）平11老企25第3の2の4(4)準用（第3の1の3(20)①） |
|

|  |
| --- |
| ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしてください。 |

 |
| ③　事業所ごとに、当該事業所の訪問入浴介護従業者によってサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第31条第2項) |
|

|  |
| --- |
| ※　当該事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指します。 |

 | 平11老企25第3の2の4(4)準用（第3の1の3(20)②） |
| ④　訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。その際、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第31条第3項) |
|

|  |
| --- |
| ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。　なお、当該義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされています。　また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします（この場合についても、令和６年３月３１日までは努力義務で差し支えありません）。 |

 | 平11老企25第3の2の4(4)準用（第3の1の3(20)③） |
| ⑤　適切な訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ |  |  |
| 34業務継続計画の策定等 | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めていますか。 | はい・いいえ検討中 |  |  |
| ②　訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めていますか。 | はい・いいえ検討中 |  |  |
| ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めていますか。 | はい・いいえ検討中 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされています。 |

 | 令和3年1月25日厚生労働省令第9号　附則第3条準用(平11老企25 第3の2の3(7)①） |  |
|

|  |
| --- |
| ※　訪問入浴事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して訪問入浴介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 |

 | 平11老企25第3の2の3(7)① |  |
|

|  |
| --- |
| ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。ア 感染症に係る業務継続計画　ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　ｂ　初動対応　ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画　ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・　　水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　ｃ 他施設及び地域との連携 |

  | 平11老企25第3の2の3(7)② |  |
|

|  |
| --- |
| ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |

 | 平11老企25第3の2の3(7)③ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |

 | 平11老企25第3の2の3(7)④ |  |
| 35　衛生管理等 | ①　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。　 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第32条第1項)平11厚令37第54条準用(第31条）労働安全衛生法第66条 | ・洗濯の記録・支出関係の証拠書類・健康診断の記録・衛生マニュアル等 |
|

|  |
| --- |
| ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は６ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |

 |
| ②　事業所の訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第32条第2項) |
| ③　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めていますか。一　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防　止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置　その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、　その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。二　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。三　当該事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じることに係る義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされています。 |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |

 |  |  |
| 36　掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第33条)平11厚令37第54条準用(第32条） | ・掲示物 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。 |

 |
| 37　秘密保持等 | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第34条第1項)平11厚令37第54条準用(第33条） | ・就業時の取り決め等の記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |

 |  |
| ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第34条第2項) |
|

|  |
| --- |
| ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 |

 | 平11老企25第3の2の4(4)準用（第3の1の3(22)②） |
| ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第34条第3項) | ・利用者の同意書・実際に使用された文書等（会議資料等） |
|

|  |
| --- |
| ※　この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的同意を得ておくことで足りるものです。 |

 | 準用（平11老企25第3の1の3(22)③） |
| ④「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | はい・いいえ | 個人情報の保護に関する法律（平15年法律第57号） |
|

|  |
| --- |
| ※　個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（Ｈ29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。 |

 |  |
|  |
| 38広告 | 　事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。 | いない・いる | 条例第65条準用(第35条)平11厚令37第54条準用(第34条） | ・パンフレット等・ポスター等・広告 |
| 39　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いない・いる | 条例第65条準用(第37条)平11厚令37第54条準用(第35条）平11老企25第3の2の4(4)準用(第3の1の3(24)） |  |
| 40　苦情処理 | ①　サ－ビスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第38条第1項) | ・運営規程・掲示物・苦情に関する記録・指導等に関する記録 |
|

|  |
| --- |
| ※｢必要な措置｣とは、具体的には以下のとおりです。　ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。　イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。　ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。　エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。　　等 |

 | 平11厚令37第54条準用(第36条）平11老企25第3の2の4(4)準用（第3の1の3(25)①） |
| ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用(第38条第2項) |
|

|  |
| --- |
| ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |

 | 準用（平11老企25第3の1の3(25)②） |
|

|  |
| --- |
| ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 |

 | 条例第60条第2項【市独自基準】 |
|

|  |
| --- |
| ※　苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知）を参考としてください。 |

 |  |
| ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会（実地指導）に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用(第38条第3項) |
| ④　市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用(第38条第4項) |
| ⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用(第38条第5項) |
| ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用(第38条第6項) |
| 41　地域との連携 | ①　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第39条) | ・苦情に関する記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。　　なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 |

 | 平11厚令37第58条準用(第36条の2）平11老企25第3の2の4(4)準用（第3の1の3(26)） |
| ②　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問入浴介護の提供を行うよう努めていますか。 | はい・いいえ該当なし |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問入浴介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に訪問入浴介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、「提供拒否の禁止」の項目での正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。 |

 |  |  |
| 42　事故発生時の対応 | ①　利用者に対する訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第65条準用（第40条)平11厚令37第54条準用(第37条） | ・事故対応マニュアル・事故記録 |
| ②　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めてありますか。 | はい・いいえ | 準用（平11老企25第3の1の3(27)①） |
| ③　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい・いいえ事例なし | 準用（平11老企25第3の1の3(27)） |
|

|  |
| --- |
| ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければなりません。 |

 | 条例第60条第2項【市独自基準】 |
| ④　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | はい・いいえ事例なし |  |
|

|  |
| --- |
| ※　賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |

 | 準用（平11老企25第3の1の3(27)②） |
| ⑤　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | はい・いいえ事例なし | 準用（平11老企25第3の1の3(27)③） |
| 43虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めていますか。 | はい・いいえ検討中 | 条例第61条準用(第40条の2)平11厚令37第54条準用(第37条の2） |  |
| 一　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。 |  |  |  |
| 二　当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 |  |  |  |
| 三　当該事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 |  |  |  |
| 四　一から三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　　虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じることに係る義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされています。 |

 | 令和3年1月25日厚生労働省令第9号　附則第2条準用(平11老企25第3の1の3(31)) |  |
|

|  |
| --- |
| ※　　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、訪問入浴介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 |

 | 準用（平11老企25第3の1の3(31)) |  |
| 44　会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | はい・いいえ | 条例第65条準用(第41条) | ・会計関係書類 |
|

|  |
| --- |
| ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。　ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日 老計第8号）　イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日 老振発第18号）　ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日　老高発第0329第1号） |

 | 平11厚令37第54条準用(第38条）準用（平11老企25第3の1の3(28)） |
| 45　記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第60条平11厚令37第53条の2 | ・職員名簿・設備・備品台帳・会計関係書類・各種保存書類・訪問入浴介護計画書・サービス提供証明書・市町村への通知に係る記録・苦情に関する記録・事故に関する記録 |
| ②　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から２年間（苦情・事故については５年間）保存していますか。 | はい・いいえ |
| 　ア　提供した具体的なサービスの内容等の記録　イ　市町村への通知に係る記録（項目29参照）　ウ　苦情の内容等の記録　エ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
| 46電磁的記録等 | ①　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、書面（被保険者証に関するものを除く）の作成、保存等を電磁的記録により行う場合、次のいずれにも適合していますか。ア　電磁的記録による作成は事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調整する方法によること。イ　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　・　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法　・　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法　・　交付、説明、同意、承諾等のうち、書面に代えて電磁的方法により行う場合、事前に利用者等の承諾を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第34条平11　厚令38号第31条 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　電磁的方法による交付は、援基第6条第2項から第8項までの規定に準じた方法によること。 ※　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。※　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面による署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。 |

 |  |  |
| 第６　変更の届出等 |  |
| 47変更の届出等 | ①　事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を市長（高齢福祉課）に届け出ていますか。 | はい・いいえ事例なし | 法第75条第1項施行規則第131条 |  |
|

|  |
| --- |
| 松本市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。※　「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等（算定する単位数が増えるもの）については、算定する月の前月１５日までに届出が必要です。 |

 | 平12老企36第一の1(5) |  |
| ②　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（高齢福祉課）に届け出ていますか。 | はい・いいえ事例なし | 法第75条第2項 |  |
| 第７　介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 48　訪問入浴介護費の算定 | 　看護職員１人及び介護職員２人が訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。 | はい・いいえ | 平12厚告19別表2のイ注1 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば訪問する３人の職員のうち２人が看護職員であっても差し支えありません。 |

 | 平12老企36第2の3(1) |  |
| 49　介護予防訪問入浴介護費の算定 | 　看護職員１人及び介護職員１人が介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。 | はい・いいえ | 平18厚労告127別表1のイ注1 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば、派遣する職員が２人とも看護職員であっても差し支えありません。 |

 | 平18-0317001別紙1第2の2(1) |  |
| 50　介護職員３人で訪問入浴介護を行った場合 | 　入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員３人が指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表2のイ注2 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者の身体の状況等に支障がない場合であって、サービスの提供に当たる３人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。 |

 | 平12老企36第2の3(2) |  |
| 51介護職員２人で介護予防訪問入浴介護を行った場合 | 　利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員２人が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告127別表1のイ注2 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　この場合に、サービスの提供に当たる２人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定します。 |

 | 平18-0317001別紙1第2の2(2) |  |
| 52　清しき・部分浴（介護予防も同様） | 　訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により、清しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の１００分の90に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表2のイ注3平18厚労告127別表1のイ注3 |  |
| 53同一建物等に居住する利用者に対する取扱い（介護予防も同様） | （1）　指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表2のイ注4平18厚労告127別表1のイ注4 |  |
| （2）　指定訪問入浴介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |  |
| ①　「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。　　具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 |  | 平12老企36第二の3（4）準用（2（15）①） |  |
| ②　「訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該訪問入浴介護事業所の利用者が２０人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 |  | 平12老企36第二の3（4）準用（2（15）②イ） |  |
| 　　この場合の「利用者数」は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。　　この場合、「１月間の利用者の数の平均」は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。　　この「平均利用者数の算定」に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとします。また、当該指定訪問入浴介護事業所が、指定介護予防訪問入浴介護と一体的な運営をしている場合、指定介護予防訪問入浴介護の利用者を含めて計算してください。 |  | 平12老企36第二の3（4）準用（2（15）②ロ） |  |
|

|  |
| --- |
| ※　当該減算は、訪問入浴介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。　　具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。（同一敷地内建物等に該当しないものの例）　・　同一敷地内であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合　・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 |

 | 平12老企36第二の3（4）準用（2（15）③） |  |
|

|  |
| --- |
| ※　①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護事業者と異なる場合であっても該当するものです。（同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義）　イ　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものです。ロ　この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 |

 | 平12老企36第二の3（4）準用（2（15）④）平12老企36第二の3（4）準用（2（15）⑤） |  |
| 54特別地域訪問入浴介護加算（介護予防も同様） | 　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定（介護予防）訪問入浴介護事業所の（介護予防）訪問入浴介護従業者が指定（介護予防）訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表2のイ注5平18厚労告127別表1のイ注5 |  |
|

|  |
| --- |
| 〔松本市内加算対象地域〕刈谷原町、七嵐、赤怒田、殿野入、反町、金山町、保福寺町、中川、安曇、奈川※　県内対象地域については長野県ホームページでご確認ください |

 |  |
| 55中山間地域等居住者加算（介護予防も同様） | 　　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、（介護予防）訪問入浴介護従業者が指定（介護予防）訪問入浴介護を行った場合は、１回につき所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表2のイ注7平18厚労告127別表1のイ注7 |  |
|

|  |
| --- |
| 〔松本市内加算対象地域〕入山辺、今井、横田、大村、南浅間、惣社、浅間温泉、水汲、原、洞、三才山、稲倉、刈谷原町、七嵐、赤怒田、殿野入、反町、金山町、保福寺町、板場、穴沢、会田、取手、中川、五常、安曇、奈川、梓川梓（小室）、梓川上野（八景山）※　県内対象地域については長野県ホームページでご確認ください。 |

 | 平21厚労告83 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。 |

 | 平12老企36第2の3（6）準用（2(18)） |  |
| 56訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 　利用者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費を算定していませんか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表2のイ注8 |  |
| 57　介護予防訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 　利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問入浴介護費を算定していませんか。 | はい・いいえ該当なし | 平18厚労告127別表2の注8 |  |
| 58初回加算（介護予防も同様） | 新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の訪問入浴介護を行った場合は、１月につき２００単位を加算していますか。 | いる・いない | 平12厚告19別表2のロ平18厚労告127別表1のロ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　初回の訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定が可能です。 |

 | 平12老企36第2の3(7)① |  |
|

|  |
| --- |
| ※　当該加算は、初回の訪問入浴介護を行った日の属する月に算定してください。 |

 | 平12老企36第2の3(7)② |  |
| 59認知症専門ケア加算（介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。（いずれかの加算のみの算定です。） | いる・いない該当なし | 平12厚告19別表2のハ平18厚労告127別表1のハ |  |
| (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)　　　３単位 | いる・いない |  |  |
| (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)　　　４単位 | いる・いない |  |  |
| 別に厚生労働大臣が定める基準 |  | 平27厚労告95第3の2号 |  |
| ア　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |  |
| 1. 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上であること。
 | 　 |  |  |
| 1. 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が２０人未満である場合にあっては１以上、当該対象者の数が２０人以上である場合にあっては１に当該対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること
 |  |  |  |
| 1. 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
 |  |  |  |
| イ　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |  |
| 1. アの基準のいずれにも適合すること。
 |  |  |  |
| 1. 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 |  |  |  |
| 1. 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
 |  |  |  |
| 　別に厚生労働大臣が定める者 |  | 平27厚労告94第三の三号、第七十四の四号 |  |
| 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　　「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指します。 |

 | 平12老企36第2の3(8)① |  |
|

|  |
| --- |
| ※　　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が２分の１以上の算定方法は、算定日が属する月の前３月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定してください。また、届出を行った月以降においても、直近３月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |

 | 平12老企36第2の3(8)② |  |
|

|  |
| --- |
| ※　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010 号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31 日老計第0331007 号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものです。 |

 | 平12老企36第2の3(8)③ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。　また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |

 | 平12老企36第2の3(8)④ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものです。 |

 | 平12老企36第2の3(8)⑤ |  |
| 60サービス提供体制強化加算（介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。（いずれかの加算のみの算定です。） | いる・いない該当なし |  |  |
| (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　４４単位 | □ |  |  |
| (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　　３６単位 | □ |  |  |
| (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　　１２単位 | □ |  |  |
| 　別に厚生労働大臣が定める基準 |  |  |  |
| ア　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |  |
| ① 当該事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 |  |  |  |
| ②　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 |  |  |  |
| ③　当該事業所のすべての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 |  |  |  |
| ④　次のいずれかに適合すること。一　当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上であること。二　当該事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上であること。 |  |  |  |
| イ　サービス提供体制強化加算(Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |  |
| ①　　アの①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |  |
| ②　当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の４０以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が１００分の６０以上であること。 |  |  |  |
| ウ　サービス提供体制強化加算(Ⅲ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |  |
| ①　アの①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |  |
| ②　次のいずれかに適合すること。 |  |  |  |
| 一　当該訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の３０以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が１００の５０以上であること。 |  |  |  |
| 二　当該訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上であること。 |  |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに 訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。 |

 | 平12老企36第2の3(9)① |  |
|

|  |
| --- |
| ※　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。　なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。また、「定期的」とはおおむね１月に１回以上開催されている必要があります。　また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |

 | 平12老企36第2の3(9)② |  |
|

|  |
| --- |
| ※　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。・利用者のＡＤＬや意欲・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望・家族を含む環境・前回のサービス提供時の状況・その他のサービス提供に当たって必要な事項 |

 | 平12老企36第2の3(9)② |  |
|

|  |
| --- |
| ※　健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が１年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 |

 | 平12老企36第2の3(9)③ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の平均を用いることとします。　ただし、前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降届出が可能となるものであることとします。　なお、介護福祉士又は実務者研修終了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とします。 |

 | 平12老企36第2の3(9)④ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　上記ただし書の場合、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |

 | 平12老企36第2の3(9)⑤ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。 |

 | 平12老企36第2の3(9)⑥ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 |

 | 平12老企36第2の3(9)⑦ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。 |

 | 平12老企36第2の3(9)⑧ |  |
| 61介護職員処遇改善加算（介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月３１日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる・いない該当なし | 平12厚告19別表2のホ平18厚労告127別表1のホ |  |
| (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　　上記１から１４までにより算定した単位数の１０００分の５８に相当する単位数 | □ |  |  |
| (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　　　上記１から１４までにより算定した単位数の１０００分の４２に相当する単位数 | □ |  |  |
| (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　　上記１から１４までにより算定した単位数の１０００分の２３に相当する単位数  | □ |  |  |
| 別に厚生労働大臣が定める基準 |  | 平27厚労告95第六号準用（第四号） |  |
| ①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。(2) 当該訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び　実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全て　の介護職員に周知し、市長に届け出ていること。(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。(4) 当該訪問入浴介護事業所において、事業年度ご　とに介護職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。(5) 算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。(6) 当該訪問入浴介護事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　(一)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含　　　む。）を定めていること。　(二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。　(三)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の　　　機会を確保していること。　(四)　(三)について、全ての介護職員に周知していること。　(五)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇　　　給を判定する仕組みを設けていること。 （六）（五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除　く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 |  |  |
| ②　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　①(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |  |
| ③　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) ①(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合する　こと。(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。　(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。　　　ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するもの　　　　を含む。）を定めていること。　　　ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。　(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。　　　ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研　　　　修の機会を確保していること。　　　ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)のいずれかを算定している場合は、その他の加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)は算定できません |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　なお、令和３年３月３１日時点で、今回の改正で廃止された改正前の介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び(Ⅴ)を算定している事業所については、経過措置として令和４年３月３１日までの間は算定することができます。 |

 | 令和3年3月15日厚生労働省告示第73号　附則第2条 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　介護職員処遇改善加算の内容については、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。 |

 | 平12老企36第2の3(10) |  |
| 62介護職員等特定処遇改善加算（介護予防も同様） | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12厚告19別表2のニ |  |
| (1)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の21/1000 | □ |  |  |
| (2)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の15/1000 | □ |  |  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）第6号の2（略） |  |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成31年4月12日老発0412第8号厚生労働省老健局長通知） |

 |  |  |
| ①　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に 掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 介護福祉士であって、経験及び技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込 額が月額８万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を　　 上回っていること。 |  | 平27厚労告95第六の二号 |  |
| 　(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。) の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと。 |  |  |  |
| 　(2) 当該訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。  (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得な いが、その内容について県知事に届け出ること。 (4) 当該訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。(5) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅱ)を届け出ていること。  (6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 (7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以　 下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | 　　　　　　　　 |  |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　上記①(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平12老企36第二の2(11) |  |
|

|  |
| --- |
| ※　介護職員等特定処遇改善加算の内容については、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。 |

 |  |
| 第８　その他 |  |
| 63介護サービス情報の報告及び公表 | 　長野県へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。 | はい・いいえ | 法第115条の35第1項施行規則第140条の44 |  |
| 64法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。　　届出先　〔　松本市　・長野県　・　厚労省・その他（　　　　　）　〕届出年月日〔平成　　 年　 　月　 　日〕　　法令遵守責任者職名〔　　　　　　　　　 　〕　　　　　　　　　　氏名〔　　　　　　　　 　　〕 | はい・いいえ | 法第115条の32第1項・第2項施行規則第140条の39 |  |
| ※　事業者が整備等する業務管理体制の内容◎事業所の数が20未満 　・整備届出事項：法令遵守責任者　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 |  |  |  |
| ◎事業所の数が20以上100未満　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 |  |  |  |
| ◎事業所の数が100以上　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 |  |  |  |
| ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。 | はい・いいえ |  |  |
| ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組みを行っていますか。 | はい・いいえ |  |  |
| ※　具体的な取組を行っている場合には、次のアからカを○で囲み、カについては、内容を記入してください。　ア　介護報酬の請求等のチェックを実施　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置をとっている。　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。　エ　業務管理体制についての研修を実施している。　オ　法令遵守規程を整備している。　カ　その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |  |  |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組みについて、評価・改善活動を行っていますか。 | はい・いいえ |  |  |